一福岡県最低賃金額改正のお知らせ一

福岡県最低賃金が令和6年10月5日から

1時間992円 (51円引上げ) となります。

最低賃金引上げには「業務改善助成金」、「キャリアアップ 助成金」等政府の支援策をご活用ください。

最低賃金に関する問合せ先

•福岡労働局労働基準部 賃金室

電話 092-411-4578

ホームページ: https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku

業務改善助成金に関する問合せ先

・業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440 (平日8:30~17:15)

・福岡働き方改革推進支援センター

電話 0800-888-1699 (平日9:00~17:00)

キャリアアップ助成金に関する問合せ先

・福岡労働局助成金センター

電話 092-411-4701 (平日8:30~17:15)

政府の支援策:「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」等